

正規・非正規が力を合わせ、ディーセントワークを実現しよう！

非正規労働者部会NEWS

大阪労連・非正規労働者部会

2012年3月27日

No.3

非正規労働者部会春闘宣伝

景気回復は賃金の底上げから

3月21日、非正規労働者部会として初めて京橋で春闘宣伝を行い、11名が参加しました。宣伝では、大阪府最低賃金786円の金額が入ったピラを配りながら、「大阪の冷え込んだ景気を回復していくためには、労働者の賃金の底上げが必要です。」「最低賃金を引き上げて、非正規労働者の働き方を変えていきましょう。」と訴えました。



誰もが安心して暮らせる社会に

また、公務職場で働く非正規が官製ワーキングプアに陥っている実態や、ダイキン工業「有期間社員」雇い止め撤回裁判を闘っている青山さんからは、自らの体験を話しながら、「今のように簡単に雇い止めされる社会を、次の世代に受け継がせないように安心して暮らせる社会に変えていきましょう。」と訴えられました。



アルバイト・臨時職員は、調整弁ではありません。

—羽曳野市、嘱託員の雇止め「10年枠」を撤廃— 雇用問題で、嘱託員の「10年枠」の雇い止めを制度として廃止することは、この間の大きな壁を突破したものとして画期的な成果として評価すべきものです。同時に「10年枠」のもので、10年間は雇用が約束されていた取り扱いが無くなりますが「普通に働けば、再雇用される」という基本的考え方を明らかにさせました。

しかし、所属長の恣意的な判断による雇い止めはないとしても、業務の民営化、さらには職場そのものの廃止など、全く雇い止めの危惧が解消されたわけではないことも事実であり、雇用を守ることや市民のために働きがいがある仕事にしていくためにも職場に労働組合を確立することが焦眉の課題となっています。〈公務公共一般ニュースより抜粋〉